

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第257号)

平成15年7月10日

横情審答申第257号

平成15年7月10日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年6月28日都総第49号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1)平成13年度 市内出張命令簿（都市計画局部長級相当以上の職員に係る分）」、「(2)平成13年度 市外出張命令簿（都市計画局部長級相当以上の職員に係る分）」、「(3)平成13年度 自動車借上乗車券受払簿（都市計画局部長級相当以上の職員の利用に係る分）」及び「(4)平成13年度 共通乗車券（都市計画局部長級相当以上の職員の利用に係る分）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)平成13年度 市内出張命令簿（都市計画局部長級相当以上の職員に係る分）」、「(2)平成13年度 市外出張命令簿（都市計画局部長級相当以上の職員に係る分）」、「(3)平成13年度 自動車借上乗車券受払簿（都市計画局部長級相当以上の職員の利用に係る分）」及び「(4)平成13年度 共通乗車券（都市計画局部長級相当以上の職員の利用に係る分）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「(1)平成13年度 市内出張命令簿（都市計画局部長級相当以上の職員に係る分）」（以下「文書1」という。）、「(2)平成13年度 市外出張命令簿（都市計画局部長級相当以上の職員に係る分）」（以下「文書2」という。）、「(3)平成13年度 自動車借上乗車券受払簿（都市計画局部長級相当以上の職員の利用に係る分）」（以下「文書3」という。）及び「(4)平成13年度 共通乗車券（都市計画局部長級相当以上の職員の利用に係る分）」（以下「文書4」という。以下文書1から文書4までを総称して「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年12月10日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

文書1の「用件及び出張先」欄、文書3の「行先」欄及び文書4の「備考」欄に記録された個人の氏名、文書2の「用件及び出張先」欄に記録された個人の住所並びに、文書4のうち、都市計画課チケット 011106及び事業管理課チケット 011503の「備考」欄に記録された個人印の印影は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、本号に該当する。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分は条例に違反している。
- (2) 本件処分は申立人の権利及び利益を侵害している。
- (3) 実施機関は条例に基づき積極的に情報を公開する義務がある。
- (4) 実施機関は、一部開示決定について、個人の氏名、住所、印影について、個人が識別されるため、また財産権を侵害するおそれがあるというが、非開示する理由には当たらない。

条例第4条は利用者の責務を定めており、利用者は情報を適正に使用しなければならないことから、個人が識別されたとしても、また公開されたとしても財産権を侵害するおそれはない。

5 審査会の判断

- (1) 本件申立文書について

文書1は、平成13年度に実施機関（都市計画局都市計画課、事業管理課、新横浜長島開発事務所）の部長級相当以上の職員が、市内へ業務出張をする際に、用件及び出張先、出発月日・時間、帰着月日・時間、出張者の職・氏名を記載して、決裁を受けた時に使用した市内出張命令簿であって、横浜市職員出張及び旅費支給規程（平成12年10月達第22号）附則第5項の経過措置により、同規程により廃止された横浜市職員出張及び旅費請求規程（昭和25年5月達第29号）第1条第1項第1号アの様式を適宜修正して使用している。

文書2は、平成13年度に実施機関（都市計画局新横浜長島開発事務所、事業管理課）の部長級相当以上の職員が、市外へ宿泊を要しない業務出張をする際に、用件及び出張先、出発月日・時間、帰着月日・時間、出張者の職・氏名を記載して、決裁を受けた時に使用した市外出張命令簿であって、同支給規程附則第5項の経過措置により、同請求規程第1条第1項第1号イの様式を適宜修正して使用している。

文書3は、平成13年度に実施機関（都市計画局新横浜長島開発事務所）の部長級相当以上の職員が使用した横浜市共通乗車券（以下「乗車券」という。）に係るものであって、タクシー使用の適正な執行管理を行うため、利用者氏名、乗車区間、目的等を記入し、乗車券の受払を行う際に使用した帳簿である。

文書4は、平成13年度に実施機関の部長級相当以上の職員が使用した乗車券（企画調査課チケット 009037、都市計画課チケット 011105・011106、土地利用審査課チケット 011372・011429、港北ニュータウン課チケット 010167、都心部整備課チケット 009619・009622・009625・009634・011917・013199、みなとみらい2 1推進部

チケット 010498・010475・011956・000661・013949・013938、事業管理課チケット 011503) であって、タクシー利用の際に、現金を支払う代わりに乗車日時、乗車区間、料金、利用者氏名等を記載し、相手方に交付した書類で、後日、請求書と一緒に送付されたものである。

横浜市では、平成3年6月1日に神奈川個人タクシー協同組合ほか2組合との間で、また、平成3年8月22日に社団法人神奈川県乗用自動車協会横浜支部(当時。現在は、社団法人神奈川県タクシー協会横浜支部)との間で「自動車借上げに伴う乗車券の使用に関する協定書」を締結しており、これらの協定に基づいて、乗車券による自動車の借上げを行っている。

なお、実施機関の局課の名称は、いずれも平成13年度当時のものである。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書1、文書3及び文書4に記録された個人の氏名、文書2に記録された個人の住所並びに文書4のうち、都市計画課チケット 011106及び事業管理課チケット 011503に記録された個人印の印影について、本号に該当するとして非開示としているので、その妥当性について検討する。

ウ 文書1の「用件及び出張先」欄、文書3の「行先」欄及び文書4の「備考」欄に記録された個人の氏名、文書2の「用件及び出張先」欄に記録された個人の住所並びに、文書4のうち、都市計画課チケット 011106及び事業管理課チケット 011503の「備考」欄に記録された個人印の印影については、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

エ なお、上記ウで本号本文に該当するとした情報は、いずれも本号ただし書アからウまでの規定に該当しない。

オ また、申立人は、条例第4条を根拠に非開示が不当であると主張しているが、条例第4条は、利用者の一般的な責務を定めたものであって、当該規定をもって、本号の規定に該当する情報を開示する根拠とならないのは明らかであり、このような

主張には理由がない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年6月28日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年7月26日 (第274回審査会)	・諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年4月11日 (第9回第二部会)	・審議
平成15年4月25日 (第10回第二部会)	・審議
平成15年5月9日 (第11回第二部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成15年5月23日 (第12回第二部会)	・審議